那覇空港滑走路增設関係者連絡調整会設置要綱(案)

(設置)

第1条 那覇空港滑走路増設計画の円滑な推進に当たっては、国と沖縄県とが情報を 共有し、連携し対応を進めることが重要であることから、那覇空港滑走路増設関係者 連絡調整会(以下「連絡調整会」という。)を設置する。

(対象)

第2条 連絡調整会は、那覇空港滑走路増設計画及びそれに関連する事項について取り扱う。

(構成)

第3条 連絡調整会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 内閣府沖縄総合事務局長
- (2) 国土交通省大阪航空局長
- (3) 沖縄県副知事

(運営)

第4条 連絡調整会は、必要に応じて開催する。

- 2 連絡調整会には、必要に応じて、内閣府沖縄振興局及び国土交通省航空局の関係 者が出席することができる。
- 3 連絡調整会には、構成員の求めに応じて、他の関係者が出席することができる。
- 4 連絡調整会の進行は、内閣府沖縄総合事務局長とする。

(公開)

第5条 連絡調整会は、公開を原則とする。

(事務局)

第6条 連絡調整会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室とする。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。